平成２３年（フ）第８５号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目576番地の３
破産者　花原永一こと　権　　永一
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１７号
名古屋市中村区上石川町５丁目25番地の２
破産者　市川　昇来
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１５号
名古屋市中村区烏森町４丁目14　名幸マンション103号、住民票上の住所名古屋市熱田区桜田町15番７―607号　桜田団地
破産者　市川　徳子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６５号
名古屋市中村区亀島２丁目16番１号
破産者　廣田　敬三
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２８８号
名古屋市瑞穂区八勝通３丁目20番地の２
破産者　珈琲倶楽部こと　山本　英二
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９６号
愛知県小牧市常普請３丁目81番地　ハイツエクセル101号
破産者　佐藤化成こと　佐藤　敏夫
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４０９号
愛知県東海市名和町堂ノ前19番地の３　フェアライズ小島Ⅱ203号
破産者　喜多二三江
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１０号
愛知県東海市名和町堂ノ前19番地の３　フェアライズ小島Ⅱ203号
破産者　喜多　正剛
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５３２号
名古屋市守山区八剣２丁目1702番地　Ｋビル302号
破産者　佐々木勝則
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４８１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３号　アネックス岸和田302号、開始決定時の住所大阪府岸和田市荒木町２丁目12番39号
破産者　柿花　正泰
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８号
大阪府阪南市新町161番地の４
破産者　中谷　久人
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
大阪府泉大津市清水町12番４号―103号、開始決定時の住所大阪府泉大津市下之町１番29号
破産者　井阪　芳仁
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
大阪府泉佐野市上之郷3345番地
破産者　野中　忠吉
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
大阪府貝塚市浦田80番地１タウニー高松Ｂ棟203号、前住所大阪府貝塚市南町２番４号
破産者　山田　和良
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
大阪府貝塚市浦田80番地１タウニー高松Ｂ棟203号、前住所大阪府貝塚市南町２番４号
破産者　山田　純子
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
大阪府阪南市自然田1763番地
破産者　樫葉善史郎
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目９番１号、前住所大阪府高石市高師浜３丁目５番36号
破産者　橋野　公一
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
大阪府岸和田市磯上町４丁目13番16―101号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目６番９号　103
破産者　本村　恭之
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６３号
神戸市兵庫区下祇園町34番５号西端文化101
破産者　内田　俊之
1　決定年月日　平成23年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部